

まちなか居住推進事業補助金 (隣地統合支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

敷地同士を統合し住環境を改善させるため、隣地統合に要する隣地の建物解体工事に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人

- 補助対象区域内に土地を所有等していること
- 補助金交付後、隣地統合した土地に10年以上居住する意思を有すること
- 町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること など

補助対象経費

- ・ 施工業者に発注する解体工事及び解体工事に加えて実施する住宅新築工事に要する経費（設計に要する費用及び外構工事に要する費用を除く。）

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2（上限100万円）
 - ・ 隣地統合後の敷地内で住宅を新築する場合は、新築工事費の1/2（上限100万円）を加算 ※子育て世帯の場合は、新築工事費の1/2（上限200万円）を加算
 - ・ 隣地統合後の敷地内の宅盤高さ調整のための擁壁を設置する場合は、設置工事費の1/2（上限50万円）を加算
 - ・ 公共下水道への接続工事を行う場合は、接続工事費の1/3（上限30万円）を加算
- ※1,000円未満の端数は切り捨て

必要書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）
- ・ 敷地の所有権または借地権を証する資料
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し など

留意いただくこと

- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 補助金の交付は、一の補助対象者につき1回を限度とします。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内で先着順となります。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

申請者

市長

